

2020年4月9日

JIS Q1011「適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針
(レディーミクストコンクリート)」に係わるセメントの受託試験について

(一社)セメント協会
研究所

2020年4月7日の政府からの新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を受けて2020年4月8日より緊急事態宣言発令期間中は、弊協会職員の出社を規制することとなりました。

このため、緊急事態宣言発令期間は弊協会研究所で受託しているJIS Q 1011「適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート)」に係るセメント試験の着手が不可能となり、試験報告書の発行も遅延が見込まれます。

このような状況ですので、弊協会へ試験委託される方は、セメント試料の送付は緊急宣言解除後をお願いいたします。

また、緊急事態宣言が解除され次第、試験を順次再開いたしますが、試験報告書の納期が遅れるレディーミクストコンクリート工場へは、緊急事態宣言が解除された後、「遅延証明証」と「受託試験請書」を発行いたします。

なお、4月8日現在で試験報告書の遅延が見込まれる試験試料は、3月24日以降に受け付けた試料がその対象となります。

関係各所に大変ご迷惑をおかけいたしますが、このような緊急事態につき、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

一般社団法人 セメント協会 研究所 セメント試験グループ 佐藤、永井
E-mail : sikeng@jcassoc.or.jp

以上